

開発事業は工事完了の検査が必要です。

検査希望日から2週間前までに各種書類の提出等をお願いいたします。

提出書類等チェックリスト

●書類

- 開発事業工事完了届出書

●確認事項

- 承認時の土地利用計画図とおりの施工（開発区域及び構造物の越境等）
 構造物の破損等がない（L型・集水桝等）
 カーブミラーの設置届の手続き
 防犯灯の手続き、設置、通電

◆道路を帰属する場合

- 土地所有者から事業主に所有権移転登記が完了している
 道路管理図のとおり境界標、幅員及び辺長が合っている

◆公園・防火水槽を帰属する場合

- 承認時の図面のとおり施工（境界標・遊具・ベンチ等）
 車止めなどの鍵
 水道の契約関係
 外灯の契約関係
 防火水槽の水位の確認

◎以上の点が確認できない場合は、完了検査を行うことはできません。但し、特段の事情等がある場合はご相談ください。

◎完了検査で合格が出ないと適合通知を発行できません。

○土地利用計画図と現地が異なる場合は、変更申請が必要となる場合がありますので、下記連絡先まで必ずご相談ください。

◇問合せ先
武蔵村山市都市整備部都市計画課
開発・住宅係
042-565-1111（内線 278）